

那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理審議会 傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員等)

第2条 傍聴者の定員は若干名とし、原則、会議開催予定時刻の10分前から開催予定時刻まで先着順に受け付けるものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、その定員を増減することができる。

2 会議開始後の新たな入場は認めない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 危険物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 四 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- 一 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- 二 私語又は談笑等をしないこと
- 三 飲食又は喫煙をしないこと
- 四 ゼッケン、たすき、はちまきの類の着用をする等示威的行為をしないこと
- 五 みだりに席を離れないこと
- 六 携帯電話などは受信音を出さないこと
- 七 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第5条 傍聴者は、傍聴席において写真等の撮影や録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議の途中で会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴者がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和6年8月27日から施行する。